

【令和4年度】高崎市 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金充当事業に関する実施状況及び効果検証について

NO	事業名称	事業概要 (目的及び効果)	対象者	事業 始期	事業 終期	事業費	(単位:円)	効果検証 ①評価、②実績(数量等)	所管課
							交付金充当金額		
1	医療提供体制整備事業 (市当初予算分)	感染症への対応として地域の医療体制を整備するとともに、医療従事者を支援する。	市内医療機関等	R4.4月	R5.3月	101,418,000	101,000,000	①新型コロナウイルス感染症の対応にあたる基幹病院に対する設備整備・診療体制強化・病床確保等に対する支援及び新型コロナウイルス感染症から回復した患者の受入を行った医療機関等に対する補助を行うことにより、医療提供体制の維持、強化及び医療従事者への支援を図ることができた。 ②病床及び医療設備整備等補助:5件、診療体制強化補助:4件、診療・検査・入院体制補助:7件、感染症患者及び救急患者等受入強化補助:2件、転院患者受入促進補助:52件	保健医療総務課
2	医療提供体制整備事業 (市補正予算分)	感染症への対応として地域の医療体制を整備するとともに、医療従事者を支援する。	市内医療機関等	R4.6月	R5.3月	677,912,000	647,000,000		
3	消毒液供給事業	I 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、市内病院、公共施設、福祉施設、飲食店、理美容店等に消毒用エタノール等を配付する。II 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、市内事業所及び区長・民生委員等に携帯用手指消毒液を配付する。	I 市内の病院や各医師会、歯科医師会、薬剤師会、保育園、認定こども園、幼稚園、放課後児童クラブ、小中特別支援学校、経大附属高校、飲食店等 II 市内事業所、区長・民生委員等	R4.5月	R5.2月	23,132,131	22,000,000	①施設等へ消毒液を配付することにより、感染防止対策の徹底を図ることができた。 ②【配付数】消毒用エタノール:22,848ℓ 携帯用手指消毒液:64,825本 【配付先】小・中・特・経大附・幼稚園(公立・私立)、福祉施設、病院、診療所、歯科診療所、動物病院、薬局、接骨院、あんま鍼灸、飲食店、理美容、市内事業所、区長、民生委員等	保健医療総務課 生活衛生課
4	マスク供給事業	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備え、予めマスクを備蓄し、必要時に速やかにこどもや高齢者等へマスクを配布する。	市内小中学生・高齢者・福祉施設・放課後児童クラブ職員及び災害用備蓄等	R4.7月	R4.8月	6,498,800	6,000,000	①予めマスクを備蓄することで、必要時に速やかにマスクを配付することができた。 ②【購入数】1,000,000枚 【備蓄数】826,660枚 【配付数】173,340枚 【配付先】飲食店、イベント開催用及び災害用備蓄等	保健医療総務課
5	金融面での支援と併せて実施する追加経済対策	新型コロナウイルス感染症の影響により、大きな影響を受けている市内事業者を支援するため、各種経済対策を追加的に実施する。	市民及び市内事業者	R4.6月	R5.3月	1,491,746,200	334,000,000	①各種助成事業により市民及び市内事業者を支援し、また、施設改修時の施工事業者及び備品購入時の発注先を市内事業者へ限定することで、市内の経済の活性化を図ることができた。 ②まちなか商店リニューアル助成事業:120件、飲食店リニューアル助成事業:20件、職場環境改善助成事業:56件、住環境改善助成事業:273件、中小企業経営安定化助成事業:49件	商工振興課 生活衛生課 建築住宅課
6	手洗いによる感染予防事業	新型コロナウイルス感染症の感染割合が高い園児や児童を中心とした家庭内感染を予防するため、手洗いによる感染予防を図る。	市内の保育園、幼稚園、認定こども園へ通う幼児、小学校へ通う児童及び市外に通園・通学する幼児・児童	R4.6月	R4.7月	20,430,420	20,000,000	①市内の保育園、幼稚園、認定こども園へ通う幼児、小学校へ通う児童及び市外に通園・通学する幼児・児童を対象にハンドソープ及び除菌ウェットシートを配付することにより、感染防止対策の徹底を図ることができた。 ②【配付件数】ハンドソープ33,277本 除菌ウェットシート66,554個 【配付率】97.8%	保健医療総務課

NO	事業名称	事業概要 (目的及び効果)	対象者	事業 始期	事業 終期	事業費	(単位:円)	効果検証 ①評価、②実績(数量等)	所管課
							交付金充当金額		
7	新しい生活様式におけるイベント開催支援	コロナ禍において、感染症まん延防止と経済の両立を図るため、万全な感染症防止対策を講じながら開催する各種イベントを支援する。	各イベント実行委員会	R4.8月	R5.2月	108,588,000	32,000,000	①新型コロナウイルス感染症の影響により全国的にイベントが中止となった状況において、万全な感染症防止対策を講じながらイベントを開催し、地域の活性化を図ることができた。 ②【高崎まつり】開催日:令和4年9月3・4日、来場者800,000人、【高崎だるま市】開催日:令和5年1月1・2日、来場者250,000人	観光課
8	高崎市民商品券事業(通常分)	コロナ禍において、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける市民の生活を支援するため、市内に限り使用できる商品券を配付し、買い物をつきかけに外出を促し、賑わいの創出及び市内経済の活性化を図る。	全市民	R4.10月	R5.3月	757,311,453	755,830,000	①商品券を交付したことで、「物価高騰の影響を受ける市民の生活応援」と「地域経済の活性化」を図ることができた。 ②高崎市民商品券交付枚数:3,647,540枚(うち使用枚数:3,597,592枚)、高崎市民商品券取扱店舗数:3,326件	産業政策課
9	高崎市民商品券事業(原油価格・物価高騰対応分)					835,989,000	835,989,000		
10	高崎市民商品券事業(重点支援地方交付金分)					329,450,000	329,450,000		
11	新型コロナワクチン接種高齢者移動支援	新型コロナウイルスのワクチン接種を受ける際の移動支援として、高齢者が医療機関へ移動する際に使用する市内バス及びタクシーの料金を支援する。	65歳以上の市民及び障害者	R5.1月	R5.3月	534,870	400,000	①新型コロナウイルスのワクチン接種を受ける際の移動支援により、接種者の負担を軽減し、重症化リスクの高い高齢者の接種率向上に寄与することができた。 ②【支援件数】タクシー:184件	新型コロナウイルスワクチン接種対策室
12	高齢者福祉施設等への物価高騰対策	コロナ禍において、燃料及び光熱水費等の物価高騰の影響を受けている高齢者福祉施設及び障害者福祉施設に対し、その機能を維持するために必要な光熱費や燃料費などの運営に係る費用の一部を支援する。	市内高齢者福祉施設及び障害者福祉施設	R5.1月	R5.3月	143,714,000	137,000,000	①高齢者福祉施設及び障害者福祉施設の機能を維持するために必要な光熱費や燃料費などの一部を支援したことで、負担を軽減することができた。 ②高齢者福祉施設:689事業所 障害者福祉施設:231事業所	障害福祉課 長寿社会課
13	保育所等への物価高騰対策	コロナ禍において、燃料及び食材等の物価高騰の影響を受けている保育所等、放課後児童クラブに対し、安定的な運営を維持するために給食費、光熱水費及びガソリン代の一部を支援する。	市内保育所、認定こども園、幼稚園、認可外保育所、放課後児童クラブ	R4.12月	R5.3月	63,410,000	29,000,000	①対象施設の機能を維持するために必要な光熱費や燃料費などの一部を支援したことで、負担を軽減することができた。 ②保育所:29施設、幼稚園:5施設、認定こども園:47施設、認可外保育施設:7施設、放課後児童クラブ:79施設	こども家庭課 保育課 教職員課

NO	事業名称	事業概要 (目的及び効果)	対象者	事業 始期	事業 終期	事業費	(単位:円)	効果検証 ①評価、②実績(数量等)	所管課
							交付金充当金額		
14	農業者への物価高騰対策	コロナ禍において、肥料、飼料及び生産資材等に係る物価高騰の影響を受けている農業者に対し、経営基盤の安定を図るために支援金を支給するものであり、給付対象は合理的な範囲内である。	令和4年12月14日時点で本市に住所を有する農業者(個人及び法人)	R4.12月	R5.3月	179,700,000	176,000,000	①肥料、飼料及び生産資材等に支援金を支給したことで、負担を軽減し、経営基盤の安定を図ることができた。 ②支援件数:1,797件	農林課
15	学校等における副食費等の価格高騰対策	コロナ禍において、食材価格の高騰に対し、給食費を増額することなく、安全安心な給食提供を維持する。	市内公立保育所、公立幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校(いずれも教職員を除く)	R5.1月	R5.3月	18,729,936	15,000,000	①食材価格の高騰に対し支援を行うことで、安全安心な給食提供を継続して維持しつつ、保護者の負担を軽減することができた。 ②公立保育所:21施設、公立幼稚園:4園、小学校:39校、中学校:21校、特別支援学校:1校、学校給食センター3施設	保育課 健康教育課
16	特定疾病等を有する小児等を養育する家庭支援	コロナ禍において、通院・通所や生活衛生用品の購入など養育の負担が大きい、特定疾病や障害を有する小児等を養育する家庭は、一般家庭よりも物価高騰の影響を受けるため、支援金を支給するものであり、給付対象は合理的な範囲内である。	令和4年4月1日から12月1日までの間に、小児慢性特定疾病医療費受給者、未熟児養育医療受給者、重症心身障害児、医療的ケア児のいずれかに該当する小児等を養育し、かつ、令和4年12月1日時点で本市に住所を有する保護者(当該小児等が18歳以上の場合は、本市に住所を有する当該小児等)	R5.1月	R5.3月	51,400,000	47,000,000	①特定疾病や障害を有する小児等を養育する家庭に対し、支援を行うことで、負担を軽減することができた。 ②小児慢性特定疾病医療費受給者:416人 未熟児養育医療受給者:61人 重症心身障害児:31人 医療的ケア児:6人	保健予防課 健康課 障害福祉課

【合 計】 4,809,964,810 3,487,669,000